



島根県報

平成30年3月27日（火）

号外第32号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

医学生地域医療奨学金貸与規則の一部を改正する規則	（医 療 政 策 課）	3
島根県立農林大学校奨学金貸与規則の一部を改正する規則	（農 業 経 営 課）	12
島根県獣医師修学資金貸与規則の一部を改正する規則	（畜 産 課）	12

公布された条例等のあらまし

◇医学生地域医療奨学金貸与規則の一部を改正する規則（規則第22号）

1 規則の概要

(1) 将来指定医療機関及び特定地域医療機関において医師の業務に従事しようとする次に掲げる医学生等に対し、奨学金を貸与することとした。（第3条関係）

ア 島根大学医学部医学科地域枠推薦入学者

イ 島根大学医学部医学科緊急医師確保対策枠推薦入学者

ウ 島根大学医学部医学科県内定着枠入学者

エ 鳥取大学医学部医学科島根県枠入学者

オ アからエまでに掲げる者を除く医学生等

(2) 奨学金の額は、次の表の左欄に掲げる者について、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とすることとした。（第4条関係）

医学生等の区分	奨学金の区分	奨学金の額
(1)のアからウまで及びオに掲げる者	修学費	月額 100,000円
	授業料相当額	年額 535,800円
	入学金相当額	282,000円
(1)のエに掲げる者	修学費	月額 100,000円
	入学金相当額	282,000円

(3) 医学生地域医療奨学金貸与申請書に添付する書類に係る規定の整備（第7条関係）

(4) (3)の申請書を提出しようとする者は、一般社団法人しまね地域医療支援センターからの支援を受けるための登録を申し込むものとする。（第7条の2関係）

(5) 奨学金の交付に係る規定の整備（第9条関係）

(6) 奨学金の貸与の決定の取消しに係る規定の整備（第10条関係）

(7) 奨学金を返還しなければならない事由に係る規定の整備（第12条関係）

(8) 奨学金の返還を猶予する事由に係る規定の整備（第14条関係）

(9) 被貸与者は、大学の課程を修了し、又は大学院の課程を修了し、若しくはその修業を中止した後、奨学金の返還の債務がなくなるまで、毎年1回、知事が指定する日までに、翌年度の勤務先名称及び住所並びに翌年度以降の勤務見通しを知事に届け出なければならないこととした。（第17条関係）

(10) 被貸与者（(1)のエに掲げる者を除く。）が、指定医療機関以外従事等期間があることについて知事の承認を得ようとするときは、指定医療機関以外従事等期間の開始の日の1月前までに、その承認を得なければならないこととした。（第18条関係）

(11) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

◇島根県立農林大学校奨学金貸与規則の一部を改正する規則（規則第23号）

1 規則の概要

(1) 奨学金返還猶予申請書及び奨学金返還免除申請書について、連帯保証人の氏名等の記載欄を削除することとした。（様式第4号・様式第5号関係）

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成30年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、1 の(2)については、公布の日から施行することとした。

◇島根県獣医師修学資金貸与規則の一部を改正する規則（規則第24号）

1 規則の概要

(1) 修学資金の貸与額は、国又は地方公共団体の設置する大学に在籍している者については月額100,000円、私立学校法に規定する学校法人の設置する大学に在籍している者については月額180,000円とすることとした。（第4条関係）

(2) 被貸与者は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる期間県の職員として、引き続いて獣医師の業務に従事できない見込みとなったときは、貸与を受けた修学資金の全額と年10パーセントの割合で算定した額との合計額を一括返還しなければならないこととした。（第12条関係）

ア 修学資金の貸与額が月額12万円以下である被貸与者 貸与期間の2分の3に相当する期間

イ 修学資金の貸与額が月額12万円を超える被貸与者 貸与期間の3分の5に相当する期間

2 施行期日

平成30年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

医学生地域医療奨学金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第22号

医学生地域医療奨学金貸与規則の一部を改正する規則

医学生地域医療奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中「従しようとする」の次に「次に掲げる」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 島根大学医学部医学科地域枠推薦入学者
- (2) 島根大学医学部医学科緊急医師確保対策枠推薦入学者
- (3) 島根大学医学部医学科県内定着枠入学者
- (4) 鳥取大学医学部医学科島根県枠入学者
- (5) 前各号に掲げる者を除く医学生等

第4条中「左欄」の次に「に掲げる者について、同表の中欄」を加え、「掲げる額」を「定める額」に改め、ただし書を削り、同条の表を次のように改める。

医学生等の区分	奨学金の区分	奨学金の額	
前条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる者	修学費	月額	100,000円
	授業料相当額	年額	535,800円
	入学金相当額		282,000円
前条第4号に掲げる者	修学費	月額	100,000円
	入学金相当額		282,000円

第7条第2号中「及び家族全員」を削り、「所得証明書」の次に「及び印鑑証明書」を加え、同条第3号中「推薦書」の次に「（第3条第5号に掲げる者に限る。）」を、「大学入学前」の次に「又は大学入学の直後」を加え、同条第6号中「第2条第1項第1号に規定する者のうち、島根大学地域枠推薦入学者を除く」を「第3条第5号に掲げる者に限る」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(一般社団法人しまね地域医療支援センターへの申込み)

第7条の2 前条の申請書を提出する者は、一般社団法人しまね地域医療支援センターからの支援を受けるための登録を申し込むものとし、同条の申請書に一般社団法人しまね地域医療支援センター登録申込書を添付して知事に提出するものとする。

第8条中「前条」を「第7条」に改める。

第9条第1項を削り、同条第2項中「被貸与者」を「前条の規定により奨学金の貸与決定通知を受けた医学生等（以下「被貸与者」という。）」に改め、「、毎年3月31日までに翌年度分の医学生地域医療奨学金交付申請書（様式第4号）を」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項中「奨学金」の次に「のうち修学費」を加え、同項を同条第2項とし、同条第5項中「第3項ただし書」を「第2項ただし書」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前項本文」を「第2項本文及び前2項」に、「奨学金（入学金相当額を含む。）」を「修学費、授業料相当額及び入学金相当額」に改め、同項を同条第5項とし、同項の前に次の2項を加える。

3 奨学金のうち授業料相当額は、その2分の1に相当する額をそれぞれ4月分と10月分の修学費と併せて交付するものとする。

4 奨学金のうち入学金相当額は、入学した日の属する月の修学費と併せて交付するものとする。

第10条第1項第4号を削り、同項第5号中「必要と認めるとき。」を「別に定める場合」に改め、同号を同項第4号とする。

第12条第1項第4号ア中「被貸与者」の次に「（第3条第4号に掲げる者を除く。）」を、「ものを除く。」の次に「以下この号において同じ。」を、「できなかった期間」の次に「（指定医療機関の長の指示により指定医療機関以外の医療機関において医師の業務に従事する期間その他の指定医療機関の長の指示により指定医療機関又は特定地域医療機関において医師の業務に従事することができない期間（以下「指定医療機関以外従事等期間」という。）がある場合であって、指定医療機関以外従事等期間があることについてやむを得ない事由があると知事が認めるときにおける当該指定医療機関以外従事等期間を含む。）」を加え、同号に次のように加える。

ウ 第2条第1項第1号に該当する被貸与者（第3条第4号に掲げる者に限る。） 大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して12年（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において医師の業務に従事することができなかった期間を除く。）を経過する日

第14条第1項第1号中「大学の課程」の次に「（第3条第4号に掲げる者が在学するものを除く。）」を、「できなかった期間」の次に「（指定医療機関以外従事等期間がある場合であって、指定医療機関以外従事等期間があることについてやむを得ない事由があると知事が認めるときにおける当該指定医療機関以外従事等期間を含む。）」を加え、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 大学の課程（第3条第4号に掲げる者が在学するものに限る。）を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して12年（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において医師の業務に従事することができなかった期間を除く。）

第17条第1項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条に次の1項を加える。

4 被貸与者は、大学の課程を修了し、又は大学院の課程を修了し、若しくはその修業を中止した後、奨学金の返還の債務がなくなるまで、毎年1回、知事が指定する日までに、翌年度の勤務先名称及び住所並びに翌年度以降の勤務見通しを知事に届け出なければならない。

第17条の次に次の1条を加える。

(指定医療機関以外従事等期間に係る申請)

第18条 被貸与者（第3条第4号に掲げる者を除く。次項において同じ。）が、指定医療機関以外従事等期間があることについて知事の承認を得ようとするときは、指定医療機関以外従事等期間の開始の日の1月前までに医学生地域医療奨学金指定医療機関以外従事等期間承認申請書（様式第12号）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

2 指定医療機関の長の指示により、被貸与者の従事の内容に変更があるときは、直ちに医学生地域医療奨学金指定医療

機関以外従事等期間等変更承認申請書（様式第13号）を知事に提出し、その承認を得なければならない。
様式第1号を次のように改める。

様式第1号 (第7条関係)

年 月 日

島根県知事

様

ふりがな
申請者 氏 名
(本人)

㊦

医学生地域医療奨学金貸与申請書

奨学金の貸与を受けたいので、医学生地域医療奨学金貸与規則第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。
なお、貸与を受けることとなった上は、同規則を遵守し、指定医療機関に所定の期間勤務することを誓います。

貸与申請期間	年 月 日から 年 月 日まで	申請金額	円			
本人	ふりがな		大学及び大学院名等	大学		
	氏名			学科	学年在学	
	性別	男性・女性		年度入学		
	生年月日及び年齢	年 月 日生 (満 歳)	出身学校	年 月 卒業・卒業見込み	立 高等学校	
	現住所及び電話番号等	〒 () ー メールアドレス:				
	帰省先住所及び電話番号	〒 () ー				
連帯保証人	連帯保証人は、上記の申請者がこの奨学金の貸与を受けたときは、その貸与額の全額について申請者本人と連帯してその債務を保証します。					
	氏名	㊦	生年月日			
	住所電話番号	〒 () ー			続柄	
島根県以外の医学生向け奨学金	<input type="checkbox"/> 受けている (都道府県名又は市町村名) <input type="checkbox"/> 受ける予定がある (都道府県名又は市町村名) <input type="checkbox"/> なし					

添付書類

- 1 大学の在学証明書 (大学入学前に申請する者は、大学入学後速やかに提出すること。)
- 2 連帯保証人についての市町村長の発行する所得証明書及び印鑑証明書
- 3 学業及び人物について所見を記載した大学の学長の推薦書 (大学入学前又は大学入学の直後に申請する者は、出身高等学校長の証明する調査書) (全国大学卒のみ)
- 4 医師免許証の写し及び臨床研修を修了したことを証明する書類 (大学院生のうち該当者に限る。)
- 5 小論文 (全国大学卒のみ)

注 「島根県以外の医学生向け奨学金」は、一定期間の勤務を条件に返還が免除される奨学金が対象です。

様式第2号及び様式第3号中

「

貸 与 月 額	円 (ただし、入学金相当額 円)
---------	---------------------

」

を

「

貸 与 額	修学費	円 (月額)
	授業料相当額	円 (年額)
	入学金相当額	円
	総額	円

」

に改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第 4 号 削除

様式第11号の次に次の2様式を加える。

様式第12号 (第18条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 ㊦
決定番号 ー

医学生地域医療奨学金指定医療機関以外従事等期間承認申請書

医学生地域医療奨学金貸与規則第18条第1項の規定により、下記のとおり指定医療機関以外従事等期間があることについて、承認されるよう申請します。

記

指定医療機関の長の指示により 従事する医療機関等の住所及び 名称	住所 名称
指定医療機関以外従事等期間	年 月 日から 年 月 日まで
従事することを指示した理由 ※指定医療機関の長記載欄	指定医療機関の名称 指定医療機関の長の氏名 ㊦

様式第13号 (第18条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 ㊟
決定番号 ー

医学生地域医療奨学金指定医療機関以外従事等期間等変更承認申請書

下記のとおり、従事内容の変更を指示されたので、医学生地域医療奨学金貸与規則第18条第2項の規定により承認の申請をします。

記

指定医療機関の長の指示により 従事する医療機関等の住所及び 名称	(変更前) 住所 名称 (変更後) 住所 名称
指定医療機関以外従事等期間	(変更前) 年 月 日から 年 月 日まで (変更後) 年 月 日から 年 月 日まで
変更を指示した理由 ※指定医療機関の長記載欄	指定医療機関の名称 指定医療機関の長の氏名 ㊟

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成30年 3 月31日までに貸付けの決定を行った医学生地域医療奨学金については、なお従前の例による。

 島根県立農林大学校奨学金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第23号

島根県立農林大学校奨学金貸与規則の一部を改正する規則

島根県立農林大学校奨学金貸与規則（昭和60年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「新規就農総合支援事業実施要綱」を「農業人材力強化総合支援事業実施要綱」に、「新規就農者確保事業の(1)の青年就農給付金事業」を「農業次世代人材投資事業」に、「給付金（）」を「資金（）」に、「青年就農給付金」を「農業次世代人材投資資金」に、「支給」を「交付」に改める。

第10条中「青年就農給付金の支給」を「農業次世代人材投資資金の交付」に、「当該給付金の支給」を「当該資金の交付」に改める。

様式第 4 号中

「	氏 名	ⓐ	
	連帯保証人 住 所		を
	氏 名	ⓐ	
		」	
「	氏 名	ⓐ	に改める。
		」	

様式第 5 号中

「	氏 名	ⓐ	
	連帯保証人 住 所		を
	氏 名	ⓐ	
		」	
「	氏 名	ⓐ	に改める。
		」	

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第10条の改正規定は、公布の日から施行する。

 島根県獣医師修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第24号

島根県獣医師修学資金貸与規則の一部を改正する規則

島根県獣医師修学資金貸与規則（平成22年島根県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条中「1月当たり100,000円」を「次の表の左欄に掲げる者について、それぞれ同表の右欄に定める額」に改め、同条に次の表を加える。

区 分	貸 与 額
国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。）の設置する大学に在籍している者	月額 100,000円
私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人の設置する大学に在籍している者	月額 180,000円

第12条第1項第4号中「県の職員として、引き続いて貸与期間の2分の3に相当する期間」を「次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間県の職員として、引き続いて」に改め、同号に次のように加える。

ア 修学資金の貸与額が月額12万円以下である被貸与者 貸与期間の2分の3に相当する期間

イ 修学資金の貸与額が月額12万円を超える被貸与者 貸与期間の3分の5に相当する期間

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の島根県獣医師修学資金貸与規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸与の決定をする修学資金について適用し、同日前に貸与の決定をした修学資金については、なお従前の例による。